

- 1 ② 請願を受理した国や地方公共団体は、誠実にこれを処理することを義務付けられているが（請願法5条）、その実現や回答の義務まで負うものではない。
- 2 ④ 拳銃、ライフル銃が「武器」（警職法7条）の典型であり、警棒は、ここでいう「武器」そのものには当たらない。もっとも、警棒は本来の意味での「武器」ではないが、人を殺傷するような方法で用いられる場合は、「武器」に準じるものとして、同条の要件を満たすことが必要とされる。
- 3 ③ 窃盗罪の既遂時期は、他人の財物を自己又は第三者の事実的支配下に置いた時点である。したがって、すり犯人がポケットの中身を調べるため、被害者の衣類の外から触れる行為（いわゆる「当たり行為」）をした時点では、未だ既遂とはなり得ない。
- 4 ① 捜索差押許可状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求に基づいて、これを発するものとされている（刑訴法218条4項）。したがって、司法巡査による請求は認められていない。
- 5 ⑤ 犯罪により大きな精神的ダメージを受けた犯罪被害者に対しては、初期段階から専門的なカウンセリングを行うことが、その後の犯罪被害者の精神的立ち直りに有効である。
- 6 ① 特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族に加えて、その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者も含まれる。なお、「つきまとい等」は、恋愛感情その他好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的を持って行われることが必要である。
- 7 ③ 配置箇所へわき目もふらず急行するのではなく、たとえ急行する場合であっても、その途中において、犯人及び容疑車両の発見に努めなければならない。
- 8 ② 選挙犯罪は、違反か否かを外形から直ちに判断できないものが多い。したがって、軽微な事案であっても、選挙担当幹部に迅速に報告し、その指揮を受けて措置する。
- 9 ④ 免許の効力の仮停止期間は、交通事故を起こした日から30日を経過する日までとされている（道交法103条の2第1項柱書）。この停止期間は、その後行われる本来の処分が運転免許の効力の停止の場合には、その期間に通算される（同条7項）。
- 10 ⑤ 「泰然」は落ち着いている様子、「自若」は慌てず動じない様子をいう。つまり、泰然自若とは、ゆったりと落ち着いて平常と変わらない様子をいう。